

○京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の介護事業所等における介護サービス又は障害福祉サービスに従事する介護職員の確保及び資質の向上を図るため、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所等 市内に所在する事業所又は施設であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行うもの

イ 介護保険法第115条の4第1項に規定する第1号事業を行うもの

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスの事業を行うもの

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センターを運営するもの

(2) 研修 次に掲げるものをいう。

ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第3第1項に規定する介護職員初任者研修課程

イ 介護職員実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための実務者研修

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2号に規定するいずれかの研修を修了している者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 前条第2号に規定する研修の受講料等を負担し、かつ、令和9年3月31日までに当該研修を修了した者であって、その修了の日以後、おおむね6月以内に介護事業所等に就労し、同一の介護事業所等において3月以上継続し、就労していること。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、研修の受講料、手数料、当該研修において使用される教材費のほか、市長が適当と認める経費とする。

2 補助対象経費に対し、国、府等の補助金又は貸付を受ける場合は、当該補助金又は貸付の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額以内の額とする。

(1) 介護職員初任者研修 補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は6万円のいずれか低い額

(2) 介護職員実務者研修 補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は8万円のいずれか低い額

2 補助金の交付は、各研修補助対象者1人につき、1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、申請者が研修を修了した日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、研修の修了の日以後、同一の介護事業所等において就労した期間が、当該年度の末日において3月未満である補助金に限り、翌年度に補助金の交付の申請をすることができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、当該決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該取り消した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助対象経費に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住 所  
申請者名  
電話番号

京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請書兼請求書

京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金の交付を受けたいので、京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第116号）第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

受講研修名 (該当する研修名に○を記入してください。)		介護職員初任者研修	
		介護職員実務者研修	
対象経費	介護職員初任者研修	円・・・①	
	介護職員実務者研修	円・・・②	
申請額 (請求額)	介護職員初任者研修	円 ①×2/3	※千円未満切捨て
	介護職員実務者研修	円 ②×2/3	
	合 計	円	
必要添付書類	①研修を修了したことを証する書類の写し ②補助対象経費に掛かる領収書の写し ③就労証明書 ④その他市長が必要と認める書類		
振込口座	金融機関名		
	預金種目		
	口座番号		
	フリガナ 口座名義人		
同意書			
京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付審査のため、私に関する市税の納付状況について、市が調査することに同意します。			
申請者名			

様式第2号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金については、京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第116号）第7条の規定に基づき、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

- 介護職員初任者研修 円  
 介護職員実務者研修 円

2 交付の時期

3 交付の条件

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金については、京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第116号）第7条の規定に基づき、次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 不交付とする事業
  - 介護職員初任者研修
  - 介護職員実務者研修
  
- 2 不交付の理由

様式第4号（第9条関係）

番 号  
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 号による京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）を京丹後市介護人材資格取得支援事業補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第116）第9条の規定に基づき次のとおり取り消したので通知します。

記

1 研修名、交付決定の取消額

介護職員初任者研修

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

介護職員実務者研修

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第9条関係)